

# 若草 4 丁目町内会会則

平成 30 年 3 月 24 日

若草 4 丁目町内会

# 若草4丁目町内会会則

## 第1条 (名称)

本会は若草4丁目町内会（以下本会という）と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい街づくりを目指し、環境の向上に努め、福祉の増進に協力しあい、豊かなコミュニティを作りあげていくことを目的とする。

## 第3条 (構成)

1. 本会は、町内全住民を会員として構成する。
2. 会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。

## 第4条 (活動)

本会は、第2条の目的を達成するため、次の掲げる活動を行う。

- (1) 町内のふれあい、親睦に関する事。
- (2) 防災に関する事。
- (3) 交通安全、防犯に関する事。
- (4) 福祉活動に関する事。
- (5) 青少年の健全育成と非行防止に関する事。
- (6) 人権教育と啓発に関する事。
- (7) 体育、健康に関する事。
- (8) 町内の環境整備と衛生に関する事。
- (9) 町並みの保存に関する事。
- (10) 集会所の日常管理に関する事。
- (11) 住民の慶弔に関する事。
- (12) その他町内会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

## 第5条 (役員)

1. 本会に次の役員をおく。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 会長                     | 1名 |
| (2) 副会長 兼町並み保存委員 兼ふれあい推進委員 | 1名 |
| (3) 会計                     | 1名 |
| (4) 交通防犯委員                 | 1名 |
| (5) 体育振興委員                 | 1名 |
| (6) 社会福祉委員                 | 1名 |
| (7) 青少年育成委員                | 1名 |
| (8) 人権教育推進委員               | 1名 |
| (9) 環境美化委員                 | 1名 |
| (10) 班長                    | 6名 |
| (11) 会計監査                  | 2名 |

2. 会計監査以外の役員は兼務することができる。

## 第6条 (役員を選出)

1. 本会を構成する会員の中から、自由立候補又は輪番制から選出し、選出方法は細則に定める。
2. 役員任期は1年とし再任は妨げない。但し3年を限度とする。また途中交代の場合、交代委員の選出・任期は必要に応じ当該役員会にて定める。

(留意事項)

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。

80歳以上の高齢者、災害時避難要援護者、単身者、心身の健康に支障のある方、要介護者と同居の方などは、役員選定の辞退を申し出ることができる。

過去に会長を経験された方は、会長選定の辞退を申し出ることができる。

輪番制の弊害を解消するために、引き継ぎ内容を文章化して活動内容を明確にする。

3. 会計監査は原則として前年度の会長および会計とする。

第7条 (役員の仕事・役割)

1. 役員の仕事は次のとおりとし、その部門における町内会の代表として事業の遂行にあたる。

(1) 会長

1. 本会を代表し会務を統括する。
2. 志津南学区まちづくり協議会理事の任につく。
3. 町内自主防災会の会長の任につく。
4. 草津市行政事務委託の町内会代表者の任につく。
5. 志津南学区まちづくり協議会自主防災委員会の委員の任につく。
6. 若草・岡本西地区協働活動委員会の委員の任につく。

(2) 副会長

1. 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
2. 町並み保存委員（町内委員）を兼務する。
3. 志津南学区まちづくり協議会のふれあい推進委員を兼務する。
4. 町内自主防災会の副会長の任につく。
5. 志津南学区まちづくり協議会総会代議員の任につく。

(3) 会計

1. 本会の会計事務を行う。
2. 役員会の議事録を作成する。
3. 志津南学区まちづくり協議会総会代議員の任につく。

(4) 交通防犯委員

1. 交通安全・防犯に関すること。
2. 志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会の委員の任につく。
3. 草津市地域安全指導員の任につく。

(5) 社会福祉委員

1. 社会福祉に関すること。
2. 敬老関係の行事、及び共同募金や年末助け合い運動への協力。
3. 高齢者団体への協力。
4. 志津南学区まちづくり協議会社会福祉協議会の委員の任につく。

(6) 人権教育推進委員

1. 人権教育の浸透と活性化に関すること。
2. 人権問題の啓発活動。
3. 町内学習懇談会の開催。
4. 志津南学区まちづくり協議会人権教育推進委員会の委員の任につく。

(7) 青少年育成委員

1. 青少年の健全育成を図るための各種活動。
2. 社会環境浄化を図るための各種活動。
3. こども110番の運営管理。

4. 「ふれあいパトロール」の運営管理
5. 子ども関係の事業への参画。(子ども会との連携)
6. 志津南学区まちづくり協議会青少年育成委員会の委員の任につく。

(8) 体育振興委員

1. 教養娯楽とレクリエーションに関する事。
2. 会員の健康維持、増進に関する事。
3. 志津南学区まちづくり協議会体育振興委員会の委員の任につく。
4. 若草・岡本西地区スポーツまつり実行委員会の委員の任につく。

(9) 環境美化委員

1. 環境衛生全般に関する事。
2. ごみステーションの維持管理。
3. 道路公園の環境美化ならびに公園の維持管理に関する事。
4. 集会所の維持管理。
5. 志津南学区まちづくり協議会環境美化委員会の委員の任につく。

(10) 班長

1. 班員を代表して班を統括し、班内の連絡協議を行う。
2. 町内自主防災会の班長の任につく。

(11) 会計監査

1. 町内会の会計を監査し総会にて報告する。

第8条 (顧問)

1. 本会は、顧問をおくことができる。
2. 顧問の委託は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。
3. 顧問は、会長の諮問役として、会長および役員会に意見を具申することができる。

第9条 (会議)

1. 本会に次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第10条 (総会)

1. 総会は、本会の最高議決機関として、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 活動の計画、報告及び運営に関する事。
  - (2) 予算および決算に関する事。
  - (3) 役員を選出に関する事。
  - (4) 会則の改廃に関する事。
  - (5) その他町内会の運営について重要な事項。
2. 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が召集する。
3. 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第11条 (役員会)

1. 役員会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 第4条に規定する活動の執行に関する事。
  - (2) 総会に付議する事項に関する事。
2. 定例役員会は原則として毎月開催するものとし、臨時役員会は必要に応じて会長が召集する。
3. 役員会は、定数の三分の二以上の出席によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は会長がこれを決める。

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第13条（経費、会費）

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
2. 会費は、1戸あたり、年間4,800円の会費の内訳は、次の通りとする。

(1) 町内会運営費	2,600円/年・戸
(2) まちづくり協議会会費	1,000円/年・戸
(3) 集会所維持費	900円/年・戸
(4) 若草・岡本西地区協働活動費	300円/年・戸
3. 会費は、毎年4月と10月に居住する者から半年分を徴収するものとし、徴収した会費は返金しない。  
なお、必要ある場合は、臨時会費を徴収することができる。

#### 第14条（弔慰金）

会員が死亡したときは、下記の金額の弔慰金および供花を贈る。

- |         |           |
|---------|-----------|
| (1) 弔慰金 | 10,000円   |
| (2) 供花  | 10,000円程度 |

#### 第15条（掲示板の維持管理）

1. 掲示板の維持管理は、町内会長の責任においておこなう。
2. 使用者は、町内会長に掲示の申請をし、掲示物に許可印を受ける。
3. 使用許可の制限。
  - (1) 政治、宗教、営利事業等に関するものは許可しない。
  - (2) 公の秩序または風紀を乱すおそれがあるものは許可しない。
4. 使用者の責務
  - (1) 掲示期間を明示する。
  - (2) 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除く。

#### 第16条（会則の改廃）

この会則の改廃は、総会で出席者の過半数をもって議決する。

#### 第17条（施行細則）

- (1) この会則に定めるもののほか、必要な規定、施行細則事項は別に定める。

付則

この会則は平成30年3月24日から施行する。

改正記録	平成15年3月16日	第5条を削除し第6条を繰り上げる。
	平成17年3月27日	自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記。
	平成18年3月27日	若草地区町並み保存規則施行に伴う関係事項。
	平成20年3月16日	各種団体役員就任関係を本則に整理記載。
	平成24年3月17日	まちづくり協議会への移行に伴う変更。
	平成25年4月6日	役員、弔慰金の部分改定。
	平成26年3月23日	班長の任務・役割の追加。 役員任期の明確化及び引継ぎ内容の文章を明記。(別紙) 町内会費内訳を明記。
	平成27年3月28日	第5条の防災担当委員の削除。 第6条の役員選出の一部修正。 第7条の防災担当役員に関する条文の削除。 第13条の町内会費内訳の変更。
	平成28年3月26日	第7条(1)6、若草・岡本西地区協働委員会に変更。 第7条(11)監事を会計監査に変更および任務内容の変更。

平成 29 年 3 月 25 日 第 13 条の町内会費の減額（内訳の変更）。  
第 6 条の役員選出の一部修正(会長・副会長)と選出方法は  
施行細則に定める。

平成 30 年 3 月 24 日 8 班編成から 6 班編成に変更。  
第 7 条 (2) (3) (4) (11) の内容変更  
第 13 条の町内会費の変更。

以上

# 若草4丁目町内会会則施行細則

## 〈役員選出に係る規定〉

### 第1条(目的)

本細則は、若草4丁目町内会会則の規定に基づき、役員選出に係る条項を定めることを目的とする。

### 第2条(選出方法)

#### 1. 町内会長選出は次のように定める。

- (1) 現町内会長は次期町内会長の公募案内を町内に回覧する。
- (2) 公募期間内に町内会長の立候補があった場合の手続きは、下記6項「町内会長の立候補者が有る場合」の定めるところによる。
- (3) 公募期間内に町内会長の立候補がない場合は、班毎の輪番制とし、下記手順により候補者を選出する。

下記の班より町内会長と副会長の2名を選出する。町内会長が上記(2)の立候補より、選出された場合は、副会長を選出する。

戸数		30年	31年	32年	33年	34年	35年
A班	18	○2	1	1	1	2	1
B班	18	1	○2	1	1	2	1
C班	18	1	1	○2	1	1	2
D班	18	1	1	1	○2	1	2
E班	22	2	2	2	2	○2	1
F班	22	2	2	2	2	1	○2
合計6班	116	9	9	9	9	9	9

※○印は 会長・副会長選出班となります。

- ・上記で選出された候補者を役員会で承認する。
- ・平成35年度以降は上表を繰り返す。
- ・原則的には上記内容によるが、役員会議にて変更する事ができる。

#### 2. 会長・副会長以外の役員選出について

- (1) 会長・副会長以外の役員は従来通りの選出とする。
- (2) 会計監査は前年度の会計と会長が行う、但し前記候補者が次年度役員に重複する場合は前年度その他役員より、選出する。

#### 3. 班長選出は、次の通りとする。

- (1) 従来通り、各班の選出方法により、各班より1名選出する。

#### 4. 元町内会長(過去町内会長経験者)の各役員担当は次の通りとする。

- (1) 町内会長経験者でも、輪番で廻ってくる班長・専門委員は、担当するものとする。
- (2) 輪番が2名とも元町内会長で会長選定を辞退された場合、会長職は一時的に次の方へ移行するものとする。

#### 5. 役員の重複優先度は、次の通りとする。

- (1) 町内会長・副会長は、輪番で廻る班長職務より優先する。その時の班長は、次の方へ一時的に移行する。

- (2) 町内会長・副会長以外の専門役員も上記(1)同様とする。

#### 6. 町内会長の立候補が有る場合は、次の通りとする。

- (1) 輪番班以外から町内会長の立候補が有り、選出された場合は、立候補者の班の専門委員1名を輪番班と置き換える。

- (2) 副会長は、輪番班より、選出する。

- (3) 立候補が複数の場合は、町民より選挙で選出する。

(イ) 選挙権は、町内会会則に基づき1戸に付1票とする。

(ロ) 選挙は、前会長・副会長・会計の三役による選挙管理委員会を設けて実施する。

(ハ) 投票は、若草第三集会所を投票場所として投票方法による実施する。

(ニ) 開票は町内役員会にて行い、最も多数の票を獲得した立候補者を、会長当選者とする。

- (4) 立候補者が1名の場合は公募締切り後、町内役員会で当選者を承認し、次年度予定者とし総会にて決定する。

- (5) 次年度以降の輪番は、立候補の有無に関わらず、予定通りの班とする。

### 第3条(規定の改廃)

1. 本規定の改廃は、町内会則第17条に基づき、役員会議決で変更する事が出来る。

付則、この施行細則は、平成29年3月25日から施行する。

この施行細則は、平成29年6月17日から施行する。

4. (2)追記